

## 第 157 回本会議・第 11 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議で出された主な意見・質疑応答

事業者団体（日本チェーンストア協会・日本通信販売協会）から、4月1日に公表した中間整理や被害回復の在り方に関するヒアリングを行った後、前回の経済団体ヒアリング・本日の事業者団体ヒアリングを踏まえた感想や留意すべき点等について、意見交換を行った。

### 1 事業者団体からのヒアリング

#### (1) 事業者団体からの発言

(日本チェーンストア協会)

- ・課徴金制度について、悪質事業者を排除し消費者を保護するという目的の認識は共有しており、悪質事業者に対する抑止力としては効果的な手段であると思うが、真つ当な事業者にとっては、社会的信用を失わせかねない極めて重い制裁となる。仮に導入するのであれば、真面目な事業者に萎縮効果を与えないよう留意しながら、悪質な行為をあぶり出す仕組みの構築が必要である。
- ・基本的には経団連の意見書と同意であるが、小売業の実態も踏まえ、以下3点申し上げたい。
  - ①行為又は結果の大小による裾切りを設けるべきである。小売業においては、多数の商品を毎日何回も入れ替えるため人的ミスが起こることもあり、また、お客様が商品を別の場所に戻してしまうことによっても、実際の商品と表示が異なることが生じ得る。こうした軽微な事案を課徴金賦課の対象外とするために、裾切りが必要で、その際には事業者の規模ではなく、行為又は結果の規模を基準とすべきと考える。
  - ②故意・重過失という主観的要素は必須であると考え。どのビジネスもそうだが、小売業においても、社会常識・商慣習に照らして相当な範囲で取引先を信用してビジネスを行っている。相当な注意を払っていたにもかかわらず取引先にだまされた場合にまで課徴金を課すのでは、正常な社会経済活動が機能しなくなり、不適切である。
  - ③構成要件の客観化が必要である。景表法に内在する曖昧さを前提に、効果的な課徴金制度を構築するためには、ガイドラインは必要不可欠だが、日常行われるあらゆる販売促進活動への対応には限界がある。事業者に対して予見可能性を持たせるためには、例えば課徴金賦課の対象を再犯に限定するとか、独禁法上の優越的地位の濫用の場合と同様に継続性を要件とする等による構成要件の客観化が必要である。
- ・現在の景表法は、特に価格表示について曖昧さがある。ガイドラインに寄れば、具体的な価格表示が景表法に違反するか否かは個別事案ごとに判断されることとされており、基本的に表示は行政の判断で決定されることが明示されている。そうい

う状況で、結果的に違反と判断されたら課徴金が課せられるというのは、制度的に問題ではないか。

(日本通信販売協会)

- ・本制度は、広告表示による販売形態を取る通販業界には極めて重大な影響を与えるものである。検討の過程において流通業界関係者が全く参画しておらず、事業者から幅広く意見を聴取して慎重な検討をしていただきたい。
- ・景表法では、不当表示か否かが明確でない場合が多い。特に、不実証広告規制において提出を求められる根拠資料の合理性の判断は、事業者にとって非常に難しい。不実証広告規制を課徴金賦課の対象とすると、事業者に対する萎縮効果が生じ、最終的に消費者のメリットにならないのではないか。
- ・販売事業者が全ての商品をチェックするのは困難であり、実際には製造事業者の資料に基づいて表示を行うが、その表示が不当表示と判断された場合には、無過失であっても措置命令を受けることになる。正常な経済行為を行う事業者が無過失責任により課徴金を課せられることになると、そのために要するコストは多大なものとなり、抑止力よりも萎縮効果の方が大きいのではないか。そのコストが価格に転嫁されれば、消費者のメリットにもならないと思う。
- ・通販事業者は購入者情報を把握しているため、措置命令を受けた多くの事業者は返金等の対応を行っており、課徴金まで課すことは過大と感じる。
- ・無過失責任とされた場合、課徴金の減免措置を設けるべきである。例えば、自主的な検査によって判明した表示の誤りを自主的に届け出た場合には、少なくとも課徴金を課されることは免れるべき。
- ・不当表示に対する抑止力を高めるという目的は理解するが、その手段として無過失責任である不当表示に課徴金を課すことは、抑止効果が得られないばかりか事業活動の萎縮という弊害のほうが大きく、現段階で無過失責任である不当表示に課徴金制度を導入することは差し控えるべきと考える。

## (2) 質疑応答

- ・主観的要件については、これまでの検討において、無過失の不当表示に対して課徴金を課すという議論はしていない。また、自主的返金については、課徴金額から控除する方向で検討が進められており、いずれも問題ないのではないか。
- ⇒ (日本通信販売協会) 販売事業者が製造事業者の示した資料を信用して表示を行う場合には過失がないと考えてよいかという問題である。かつて当社(株式会社QVCジャパン)が行政処分を受けた事案では、メーカーの表示に基づきカシミアとして販売していた商品について、自主検査を強化したところ偽物と判明し、購入者に返金のうえ消費者庁に自主申告したが、その後、措置命令を受けた。この事案では、ロット毎に検査をすることは事実上不可能であり、製造事業者を信じたことに過失はなかったと思うが、そうだとすると、実際の事例では、故意か

無過失かということになるのではないかと思う。また、返金対応は全額が基本であり、100%のペナルティを支払っているのと同様であるから、これに加えて課徴金まで課されるのでは過大だという趣旨である。なお、小売業として相当な注意とは、どの程度のものが求められるのか。

- 自主的返金については、これまでの検討では返金を行ったものにさらに課徴金が課されることにはならない。相当な注意については、まさに議論しているところだが、おそらく、社会常識に照らして、その事業者の規模に応じて尽くすべき注意を怠っていた場合に限られ、また制度自体も謙抑的に運用されるのではないかと考えている。
- まずは、相当な注意を払うことはお願いしたい。ただ、相当な注意というのは事例により千差万別であり、類型ごとに考えねばならないと思われる。その判断基準については、法律の文言か運用基準により詰めていくべきものである。
- 先ほどのカシミヤのケースでは、メーカーに求償はしたのか。  
⇒（日本通信販売協会）原材料費相当は求償したが、広告費等の経費については賄えなかった。
- 注意義務の範囲については、これまでの議論では、重過失という線引きにどれほどの意味があるのかに懐疑的な意見が多い。チェーンストア協会は故意・重過失を要件とするよう強調されたが、過失と重過失の違いについてどのように考えるか。  
⇒（日本チェーンストア協会）現在の景表法では、構成要件が曖昧である。基本的には故意に限定すべきという考えから、故意に相当する程度の過失ということとで重過失という言葉を使ったが、日常行われる千差万別の表示行為を対象とする景表法においては、対象行為の線引きは、主観的要素よりも、裾切りや、先ほど提案した複数回の違反行為のみを対象とするイエローカード方式等により客観化する方がよいと思われる。
- 悪質な行為のみを課徴金の対象とすべきという意見があったが、取引先からの商品について、現在の商慣習に則って行うべき調査等をやらなかった結果、不当表示をしてしまったような事案は、悪質であると考えるか。  
⇒（日本チェーンストア協会）教科書的に回答すれば、そういうことになる。ただ、注意義務の内容は業態や規模によって異なるから、それを規範とすると、実際に当てはめるのは相当難しいと思う。
- 事業を行うには予見可能性が必要である。ガイドラインの策定を様々な業界に展開する必要があると考えられないか。  
⇒（日本チェーンストア協会）ガイドライン策定は必須だが、それだけでは十分でない。それをもって千差万別の表示行為全てに白黒つけることはできない。
- 日常、表示の入れ替えの頻度が高いのでうっかりミスが生じやすいとのことだが、それにより消費者に不利益が生じてしまった場合には、事業者にも過失が無いと言ってしまうと良いのか、その損失を消費者に転嫁して良いのか、という点は疑問である。

⇒（日本チェーンストア協会）誤表示には様々なケースがあるが、誤表示を起こさないようコストをかけ社内で注意を高めていても、川上の事業者が原因をつくるような場合もあり、誤表示はゼロにはならない。そのような場合、原因をつくった川上事業者に課徴金を課せば抑止力になるかもしれないが、川下の小売業に課徴金を課しても誤表示を減らすことにはつながらず、意味がないのではないかと思う。

- ・川上川下の問題は、注意してもできないものはできないから抑止力は働かないと割り切るのか、もう少し注意をすれば防げたというものを防ぐために課徴金の対象とするのか、その見極めの問題だと思う。
- ・故意の場合は課徴金を課されても仕方ないというが、その場合の故意とはどのようなものか。先のカシミヤのケースでは、カシミヤという虚偽の表示自体は意図的に行ったものであり、何ら調査せずにその虚偽の表示を行ったのであれば故意ではないか。あるいは、そういう場合のために重過失というカテゴリを設けるということか。

⇒（日本チェーンストア協会）そういうことになる。だからこそ、主観的要件による対象の限定は必要ではあるが、これのみに事業者の萎縮を防ぐ効果を求めるのは危険と考えている。裾切りやイエローカード方式等、構成要件の客観化を図ってほしい。

⇒（日本通信販売協会）カシミヤのケースでは、DNA鑑定をしないと本物かどうかの判別がつかない。メーカーはサンプルの鑑定は行っており、その後納品された商品にカシミヤがつかれていなかったということだったが、官邸には非常にコストがかかるためロット毎の検査は不可能である。そのような中、メーカーを信用した販売事業者に対して課徴金を課するのは過酷であると思う。

## 2 フリーディスカッション

- ・事業者からのヒアリングを受けて、留意すべき点が2点ある。1つ目は、課徴金賦課基準の明確性について考えること。全業界についてガイドラインを策定することは困難であるが、公正競争規約のほか、例えば業界団体が策定するガイドラインを消費者庁が認定するような仕組みが考えられないか。また、事前相談制度の強化も必要である。消費者庁への事前相談の内容は公表されているのか。2つ目は、川下の事業者が注意すべきことについて、どのような場合が問題かという基準が必要ではないか。

⇒明確性について、業界によるガイドライン策定は歓迎である。また、事前相談の内容はQ&Aという形でホームページに掲載しているが、今後、独禁法の事前相談集のような形で、一般性がある相談について匿名化を図りつつ公表することもあり得るかと思う。なお、事前の照会については、法令適用事前確認手続を使えば、原則として30日以内に消費者庁から回答があり、非公開との要望がなければその内容がホームページで公表されるという仕組みになっているので、活用い

ただきたい。

- ・事業者側は、ヒアリングで、正常な取引に萎縮効果を与えるとの指摘があったが、必要なコストであれば価格に転嫁すればよいことであり、その点には疑問を感じる。過去の措置命令事案でも単純なミスによる事案は見受けられず、また、消費者庁のQ&Aについても分かりにくい印象は受けない。事業者には、不当表示につき、一般消費者の目線で見るとどうか、という消費者としての最低限の感覚を持って欲しい。
- ・ヒアリングでは、専門委員に事業者委員がいないため、業界の実態を知らないで議論をしているのではないかと懸念が示された。また、事業者の意見からは、これまでの議論を十分ご理解いただけていない印象も受けた。業界団体に我々の議論をもう少し理解いただく必要があるのではないかと思うが、更なるヒアリングは行わないのか。
- ・事業者団体にはきちんと説明して理解を得るべきだとは思いますが、ヒアリングとしては、十分意見を伺えたのではないか。ガイドラインを全業種に用意することはありえないが、景表法の不当表示に関する要件は非常に厳格であり、通常の事業者が通常の注意を尽くしていれば心配をする必要はない。この点を事業者に丁寧に説明する必要があるのではないか。
- ・中間整理も公表しており、議論状況は理解いただけるはずなので、この場では、これ以上ヒアリングをする必要はないと個人的には考える。
- ・ヒアリングを通じ、様々な業界団体があるのもう少し慎重に議論すべきでは、との印象を受けた。どの団体がどういった自主的取組をしているか等につき、委員として正しく理解をする機会が得られるといいと思う。
- ・ご指摘の点は、執行に向けた体制づくりの際に、検討することになるのではないか。
- ・ヒアリングを通じ、考えたことが4点ある。①主観的要素について、B案の構成によっては、事業者の賛成が得られるような印象を受けた。②被害回復の在り方については、消費者団体への寄附に対する事業者側の反対意見が強く、導入できるかにつき懸念している。③判断基準の明確性について、懸念を抱いている団体が自主的にガイドラインを作り、行政の確認を得たガイドラインに沿って行った事業活動について行政処分が課されることはないという仕組みとしてはいかがか。④事業者の相談窓口等の整備については、事業者団体にも関与していただき、行政の役割の一翼を担ってもらってはいかがか。
- ・事業者団体によるガイドライン策定を推進する取組みには賛成である。また、その過程に消費者も関与する機会を設ければ、両者にとってよいことではないか。
- ・主観的要素については、B案の構成を工夫するという点でよいのではないか。川上川下の議論があったが、事業者はそれぞれの業態によって相応の注意をすべきであり、相応の注意を尽くしていれば課徴金の対象にはならない仕組みをつくり、そのことを事業者の説明していくことが肝要であると思う。また、被害回復の在り方については、自主的返金を課徴金額の決定において考慮することは前向きに検討し

てよいと思うが、証拠を持たずに申し出た人への返金対応をどう取り扱うべきかという点つき検討すべきであり、適切な形での自主的返金が行いえない場合を考えると、なお、いわゆる寄附の制度を設けることも引き続き検討すべきだとの印象を受けた。

- ・主観的要素については、コンセンサスが取れていると思う。課徴金の用途については、課徴金制度の範囲内でこれを調整することは十分可能だと考える。被害者や被害額が特定され、公正・適正に行われた自主的返金は、課徴金額から控除することは可能だろう。また、寄附についても、民法上の債権者不確知による供託のようなものであり、集団的消費者被害における被害金の一括返金として受け皿となる機関に提供する枠組みであるので、民法的にも成り立つと思われる。事業者には寄附をせず課徴金を納めるという選択肢もあるので、寄附というのも十分あり得る制度だと思う。
- ・悪質な不当表示は小規模・個人事業者によるものが多く、また悪意ある業者は小規模事業者を装って課徴金を逃れようとすることも考えられるため、裾切りには反対。どの事業者団体も悪意ある事業者を排除すべきということでは一致しているので、消費者庁には、悪質事業者を徹底排除し市場を浄化する方策を示して欲しい。
- ・裾切りに関する議論はまだ熟していないのではないかと感じている。今後の課題だと思う。
- ・健全な事業者はガイドライン以前にコンプライアンスに関する社内規定があると思われ、事業者としてとるべき対応の判断基準は、まずは社内規定を遵守していたか否かということになるのではないか。
- ・課徴金の用途につき、例えば国民生活センターのように、明らかに消費者のために活動している組織に任せることも検討いただきたい。
- ・証拠等に基づく適正な自主的返金を課徴金額の決定に反映させることにはおおむね合意が得られているようだが、適正な自主的返金以外の考慮事由を設けるべきではない、という意見はあるか。
- ・その点は、難しい議論と認識しているが、寄附先や寄付金の用途等を限定して自主的返金に準ずる制度ができれば、寄附による控除も考えられるのではないか。また、民事訴訟の結果、損害賠償をした場合にも様々なケースが考えられ、景表法違反に該当するか否かが微妙なため事業者が争ったというケースを想定すると、自主的返金だと考慮され、裁判に敗訴して支払った場合が考慮されないのでもいいのか、という問題点もあるのではないか。
- ・課徴金の用途について、消費者に何らかの形で還元する方法を検討すべきであるという方向性の意見が多いようである。寄附制度について、基金等の仕組みの構築を検討するに当たり、事務局に資料を用意いただいて議論をしたい。

以上